

# 困窮事項申告欄

## 1 不良住宅(住宅の不完全なことについて)

入居申込者が現に居住している住宅は、下の欄のどの項目に該当しますか。該当する項目の符号を○で囲んでください。

ア	住宅が倒壊する恐れその他危険な状態にある。
イ	バラック建て住宅(応急的な仮設住宅で、使用材料が粗雑で低質な建物をいう。)
ウ	転用住宅(倉庫、物置等住宅以外の建物を転用している住宅をいう。)
エ	上記のいずれにも該当しない。

## 2 設備の共用(生活するうえで、設備の不便なことについて)

入居申込者の使用している炊事場、便所及び給水設備は、専用のものですか。共同使用のものですか。該当する項目の符号を○で囲んでください。

ア	炊事場、便所及び給水設備が共同である。
イ	上記の3設備のうち2設備が共同である。
ウ	上記の3設備のうち1設備が共同である。
エ	上記のいずれにも該当しない。

## 3 別居(同居できる住宅がないため、別居していることについて)

入居申込者と同一の生計を営む必要があるが同居できる住宅がないために別居している人がいる場合又は婚姻予約者のある場合には、該当する項目の符号を○で囲んでください。

ア	同居できる住宅がないため配偶者又は子と別居している。
イ	同居できる住宅がないため扶養を要する親又は弟妹と別居している。
ウ	結婚するので同居できる住宅を探している。
エ	上記のいずれにも該当しない。

## 4 過密住宅(住宅の狭いことについて)

現に居住している部屋は、何室ですか。 \_\_\_\_\_ 室

現在の世帯人員は何人ですか。 \_\_\_\_\_ 人

畳数の合計は何畳ですか。(板の間の部屋は畳数に直して合計してください。家具などの多少は、関係ありません。) \_\_\_\_\_ 畳

上記の計算の結果、右の欄のどの項目に該当しますか。該当する項目の符号を○で囲んでください。

ア	1人当たり1.3畳である。
イ	1人当たり1.6畳である。
ウ	1人当たり2.0畳である。
エ	1人当たり2.0畳を超えているが、15歳以上の者が3人以上で1室に居住している。
オ	1人当たり2.0畳を超えているが、15歳未満の者が3人以上で1室に居住している。
カ	上記のいずれにも該当しない。

## 5 立ち退き要求(明渡しを要求されていることについて)

入居申込者が現に居住している住宅について立ち退きの問題がある場合は、それが下の欄のどの項目に該当していますか。該当する項目の符号を○で囲んでください。ただし、ア及びウの欄は、立ち退き問題が裁判上又は裁判所における調停事件としての争いになっている場合に限りから注意してください。

ア	裁判上の判決、若い又は調停の成立により明渡しが決定済みである。	判決のあった日又は和解若しくは調停の成立日	年 月 日
イ	定年退職、会社の解散等自己の都合以外の理由により社宅等から立ち退く必要がある。	会社等所在地	
ウ	立ち退き問題について係争中。	会社等の名称	
エ	立ち退きを要求されている。	定年退職、会社の解散等の年月日	年 月 日
オ	上記のいずれにも該当しない。	所轄裁判所名	裁判所
		立ち退き要求の内容	
		上記に対して執ろうとする処置	

## 6 遠距離通勤(通勤時間及び利用交通機関について)

世帯の主たる収入者の通勤時間又は利用交通機関は、右の欄のどの項目に該当しますか。該当する項目の符号を○で囲んでください。通勤時間とは、徒歩及び乗り物を合わせた通常の通勤方法による平均所要時間をいいます。交通機関とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で、運賃を徴して交通の用に供するものをいいます。

ア	通常の通勤方法による片道の通勤時間が2時間以上である。
イ	通常の通勤方法による片道の通勤時間が1時間以上2時間未満で片道の利用交通機関の種類が2以上である。
ウ	通常の通勤方法による片道の通勤時間が1時間以上2時間未満である。
エ	上記のいずれにも該当しない。

## 7 過大住居費(現住居の家賃が高いことについて)

入居申込者が現に居住している住宅の家賃が、右の欄のどの項目に該当しますか。該当する項目の符号を○で囲んでください。

ア	住宅の家賃の月額が、月収の20%を超えている。
イ	上記のいずれにも該当しない。

## 8 町営住宅の入居申込み回数

ア	3回以上
イ	2回
ウ	1回
エ	今回初めて

## 9 特殊事情

入居申込者若しくは同居予定者が被爆者健康手帳所持者である場合は、右の欄に記入してください。

	氏名	年齢	職業	手帳番号
被爆者				

## 誓約書

- この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。
- この申込書に虚偽の事項を記載した場合は、町営住宅申込みの無効処分、当選の失格又は入居決定の取消処分をされても異議ありません。

令和 年 月 日

氏名

印